

1 服装のきまり (別紙詳細参照)

[男子]

- ①標準学生服を着用してください。
購入の際は「標準学生服」と言って買い求めてください。
標準学生服・ズボンには、右の日被連マークがついています。
保護者同伴で確認の上ご購入ください。

日被連マーク



※襟は、カラーと襟が別になっているタイプ、カラーのように見えるものが襟に取り付けてあるタイプのどちらでもかまいません。

レギュラーカラー



ラウンドカラー、ソフトインカラー



- ②ズボンは、ノータックまたはワンタックとしています。
- ③ベルトは、黒・茶のものを着用してください。
(不用なリング、2段以上のリング、極端に巾のせまいものや広いものは着用しない。)
- ④ソックスは、白・黒・紺で無地のものを着用してください。 ※学校行事の際は、白で統一。
(ワンポイントはよい。くるぶしソックス・ライン入りソックスは着用しない。)

[女子]

- ①規定の制服を着用します。
(購入の際は「笠岡西中学校規定服」と言って、お買い求めください。)
- ②白えりをつけます。
- ③スカートのひだの数は20～24、長さは膝が隠れる高さ～膝下7cmです。
- ④ソックスは、白で無地のものを着用してください。
(ワンポイントはよい。レース編みやくるぶしソックス、ルーズソックスは着用しない。)
- ⑤ストッキングを着用するときは、肌色のものにしてください。

[男・女]

- ①名札・学年組章・校章は、入学式の日にお渡しします。
- ②制服の下には派手でないものを着用してください。
(男子は白カッターシャツ、女子は規定の白ブラウス。)
(制服の中に着る防寒着は、紺や黒のスクールニットを推奨しています。)
- ③下着は白で、カッターシャツやブラウスから見えないものを着用してください。
- ④運動靴は白のひも靴で、色ラインが入っていないものとします。
- ⑤上履きは規定のシューズ (BI0-LT) で、ふちの色は白です。

2 所持品についてのきまり

- ①笠岡西中学校規定の学生カバン及びナップサックを使用してください。
- ②学習に必要でないものは持ってこない。
(携帯電話・ゲーム機・マンガなど不要物を持ってきた場合、保護者来校のもと直接返却)
- ③不要なお金は持ってこない。
(集金の口座自動振替にご協力をお願いいたします。)

(集金日等は事前に通知します。提出の際は、必ず朝の会前後に出してください。)
(やむを得ずお金を持ってくるときは、自己管理を徹底させてください。もちろん、学校で預かることもできます。)

- ④弁当が必要なときは、家庭で準備して持ってきてください。
(登校途中などにパンなどを買ってははいけません。)
- ⑤持ち物には、必ず名前を書いてください。
- ⑥カバンにキーホルダーをつけてはいけません。お守りは、カバンの中の見えないところにつけること。

3 自転車通学についてのきまり

- ①自転車通学は許可が必要です。許可を受けた生徒は「自転車通学鑑札」をつけます。
- ②次の自転車通学区域内の生徒で、希望者が対象です。
 - ・笠岡小学区……大磯・伏越(山陽本線より南)、西の浜、伏越東(真角踏切より東の地区)
西本町東(国道2号線より南。ただし、住吉地区を除く)
西本町西(国道2号線より南。隅田川より西で山陽本線より南)
 - ・今井小学区……今立(金山地区)、園井(竿地区、大迫地区、山陽道より北)
 - ・大井小学区……大戸(東大戸、西大戸)、小平井の碓、住山、李原下、大迫、竿大井ハイランド(大井南)のE地区
- ③ヘルメットを着用してください。(必ず名前を書いておくこと。)
歩行者自転車道、歩道または車道の「左側」を通行すること。(H25.12.1 道路交通法改正)
- ④通学用自転車の基準は次のとおりです。

- ・6段変速まで。
- ・ハンドルは、セミアップまたはオールラウンダーとする。(ドロップハンドル・変形ハンドルは禁止。)
- ・一本足スタンドは禁止する。
- ・色は派手でないもの。
- ・安全点検を受けたもの。(TSマーク等をつける。)



- TSマーク…自転車を安全に利用してもらうための制度で、自転車安全整備士が自転車を点検、整備して道路交通法上の普通自転車として確認をしたときに貼られるマークです。



- ・後部の荷物台は、必要とあれば取り付ける。

- ⑤休日の部活動に参加する場合、自転車での登校を許可することがありますが、その場合も次のことを厳守してください。
 - ・ヘルメットを着用する。(必ず名前を書いておくこと。)
 - ・④の6項目にかなった自転車で通学すること。

4 校外生活について

- ①中学生らしい服装で外出する。
- ②登下校中に商店や友人宅、公園などに寄り道をしない。
- ③外出時は、必ず家人に届けておく。
- ④夜間外出・外泊はしない。
- ⑤校外での生活ではトラブルに巻き込まれないように気をつける。
- ⑥アルバイトは原則として禁止。特別な理由である場合は、学校に届け出て許可を得る。
(新聞配達・牛乳配達など)